2　前項の規定により創作された二次的著作物は、当該二次的著作物の原著作物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には、原著作物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

一　第四十七条第一項の規定により同条第二項の規定による展示著作物の上映又は自動公衆送信を行うために当該展示著作物を複製することができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物　同条第二項

二　前条第二項の規定により公衆提供提示著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物　同条第一項

第四十七条の七から第四十七条の九までを削る。

第四十七条の十中「第三十一条第一項（」を「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（」に、「又は第四十六条から第四十七条の二まで」を「、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五」に、「第三項後段、第三十五条第一項」を「第三項後段」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、第三十条の三」を加え、「又は第四十七条の二」を「、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五」に改め、）を」の下に「第三十条の三」を、「譲渡する場合」の下に「又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合」を加え、同条を第四十七条の七とする。

第四十八条第一項第一号中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改め、同項第二号中「第二項」の下に「、第四十七条第二項若しくは第三項」を加え、同項第三号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に、「若しくは第四十六条」を「、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項」に改め、同条第三項中「第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する」を「次の各号に掲げる」に、「その著作物」を「当該各号に規定する二次的著作物の原著作物」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四十条第一項、第四十六条又は第四十七条の五第一項の規定により創作された二次的著作物をこれらの規定により利用する場合

二　第四十七条の六第一項の規定により創作された二次的著作物を同条第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる規定により利用する場合

第四十九条第一項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十三条第二項」に改め、「若しくは第二項」の下に「、第四十七条第一項若しくは第三項」を加え、「第四十七条の六」を「第四十七条の五第一項」に、「次項第四号」を「次項第一号又は第二号」に、「を公衆に提示した」を「の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第五号中「第三十条の四、第四十七条の五第一項若しくは第二項、第四十七条の七又は第四十七条の九」を「第四十七条の四又は第四十七条の五第二項」に改め、「次項第六号」の下に「又は第七号」を、「用いて」の下に「、いずれの方法によるかを問わず、」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「、第四十七条の四第三項又は第四十七条の五第三項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「次項第二号」を「次項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「次項第二号」を「次項第四号」に改め、「若しくは第四十七条の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された著作物の複製物」を削り、「これらの」を「当該」に、「を公衆に提示した」を「の公衆への提示を行つた」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第三号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

第四十九条第二項中「翻案を」の下に「、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ」を加え、同項第一号中「又は第四十二条」を「、第四十二条又は第四十七条第一項若しくは第三項」に、「第四十三条」を「第四十七条の六第二項」に、「同条各号」を「同条第一項各号」に、「従い」を「より」に、「を公衆に提示した」を「の公衆への提示を行つた」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第三号を第五号とし、同項第二号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の六第二項」に改め、「受けて」の下に「第四十七条の三第一項の規定により」を加え、「を公衆に提示した」を「の公衆への提示を行つた」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第三十条の三又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

三　第三十条の四の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、当該二次的著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

第四十九条第二項第六号中「第三十条の四、第四十七条の七又は第四十七条の九」を「第四十七条の四」に、「これら」を「同条」に改め、「用いて」の下に「、いずれの方法によるかを問わず、」を加え、同項に次の一号を加える。

七　第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の五第二項の規定により作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

第六十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人（以下この項及び次条において「国等」という。）が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等が著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第六十七条の二第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前三項」を「第四項、第五項又は前項」に、「前二項」を「この条第五項若しくは前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　申請中利用者（国等に限る。）は、裁定をしない処分を受けた後に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第六十七条の二第三項中「いう。）」の下に「（国等を除く。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国等が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。

第七十一条中「第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第五項若しくは第六項」に改める。

第七十二条第一項中「、第六十七条の二第四項」を「、第六十七条の二第五項若しくは第六項」に、「（第六十七条の二第四項」を「（第六十七条の二第五項又は第六項」に改める。

第七十四条第三項中「第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第五項」に改める。

第八十六条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十条の四、第三十一条第一項」に、「並びに第四十六条から第四十七条の二まで」を「、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五」に、「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二」を「第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条